

## 地域公共交通計画について

### 1 背景・経緯

本市では、2019（令和元）年9月に交通政策における取組の方向性を示す「米子市公共交通ビジョン」を策定し、効果的かつ計画的な交通政策を推進しているところである。

2020（令和2）年11月には活性化再生法（「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」）の改正により、地方公共団体による地域公共交通計画の策定が努力義務化され、基本的にすべての地方公共団体が作成することとなった。これに伴い2025年（令和7）年からは、計画と補助制度が連動化（令和6年度までは経過措置）されるため、法定計画の策定が必要である。

そこで、現行のビジョンを法定計画の要件を備えるよう改正し、『米子市地域公共交通計画（仮称）』として策定することとする。

### 2 地域公共交通計画とは

・別紙資料参照

### 3 策定の体制

道路運送法に基づく既存の地域公共交通会議が組織されていることから、これを母体とし、必要な構成員を追加することにより法定協議会として統合する。今回選定するメンバーは、JR西日本（公共交通事業者）、鳥取県西部総合事務所米子県土整備局（道路管理者）とする。

### 4 策定に係る基本的な方針（案）

#### (1) 「米子市公共交通ビジョン」の深化

策定から3年が経過する現行のビジョンを現状に合わせて改正するとともに、必要な事項を追加することにより、法定の地域公共交通計画として位置づける。

#### (2) 計画目標の設定とPDCAサイクル

定量的な目標を設定し、これらの達成状況を毎年度検証・評価することにより、PDCAサイクルを回していく。

#### (3) 関係者の役割分担の明確化

行政、交通事業者、住民をはじめとする関係者の役割と責務について明確化する。

#### (4) 関連分野との連携

地域公共交通の活性化及び再生は、まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境など様々な分野と密接な関係を有していることから、これらの分野の施策との連携を図る。また、鳥取県が2023（令和5）年度に「鳥取県西部地域公共交通計画」の改定を予定されていることから、お互いの計画の内容について、地域公共交通ネットワークの考え方やサービス内容、役割分担、目標設定等の観点で整合を図る。

(5) 最新の技術・サービスの活用の検討

交通系 IC カードや二次元コードの導入によるキャッシュレス化、また AI・ICT 等の先端的技術や、MaaS のような新しいモビリティサービスなど、公共交通の活性化に資する技術やサービスの活用を検討する。

**5 策定スケジュール**

・別紙スケジュールのとおり

## ○地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成

- ・地方公共団体による地域公共交通計画(旧:「地域公共交通網形成計画」)の作成を**努力義務化**  
⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進 (作成経費を補助 ※予算関連)
- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け  
⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応 (情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
- ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等  
⇒データに基づくPDCAを強化

## ○地域における協議の促進

- ・乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国が地方公共団体に**通知**
- ・通知を受けた地方公共団体は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、地域の協議会で議論し、国に意見を提出

### 地域公共交通網形成計画(H26改正)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)  
まちづくりと連携した  
地域公共交通ネットワークの形成の促進

### 地域公共交通計画(今回改正後)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)

まちづくりと連携した  
地域公共交通  
ネットワークの形成



地域における  
輸送資源の総動員

メニューの充実やPDCAの強化により、  
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

### 地域旅客運送サービス

#### 公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



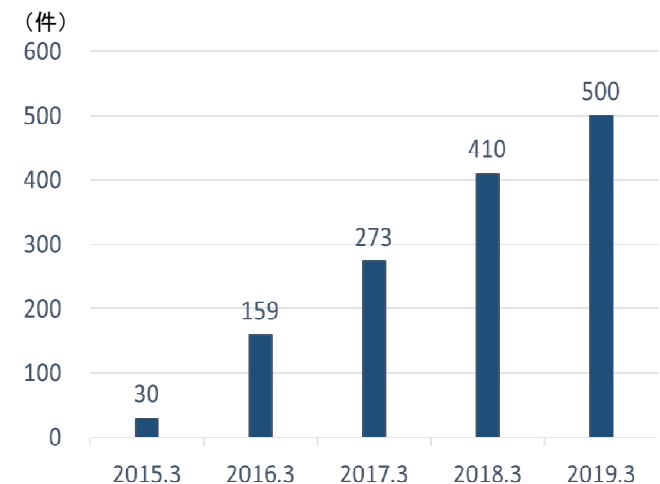
自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、  
病院・商業施設等の送迎サービスなど

### 地域公共交通網形成計画の策定状況

現行の目標(2020年度末500件)は達成



## 1.2 地域公共交通計画で記載が求められる事項は？

地域公共交通計画に記載が必要な事項（活性化再生法で定められている記載事項）については以下のとおりです。なお、作成に当たっては、基本方針の記載（詳細編の参考資料として収録しています）にも十分に留意することが必要です。

### ▼地域公共交通計画の法定の記載事項

#### 【記載事項】（法§5②）

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標  
（※目標設定に当たり、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について定量的な目標を設定するよう努めるものとする（法§5④、施行規則10の2））
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体  
（※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5⑤））
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

#### 【記載に努める事項】（法§5③）

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ ①～③のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項



## 米子市地域公共交通会議設置要綱

### (設置)

第1条 米子市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な地域公共交通の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画の作成及び実施に関し必要となる事項を協議するため設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画（次号において「交通計画」という。）の作成及び変更に関する事項
- (4) 交通計画に基づく事業の推進に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

### (組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 一般旅客自動車運送事業者を代表する者
  - (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体を代表する者
  - (4) 鉄道事業者を代表する者
  - (5) 道路管理者である国土交通大臣の管理に属する機関又は地方公共団体の職員
  - (6) 住民又は利用者を代表する者
  - (7) 鳥取運輸支局長又はその指名する者
  - (8) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体を代表する者
  - (9) 米子警察署の警察官
  - (10) 市の職員（第5号に掲げる者に該当するものを除く。）
  - (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 交通会議に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱又は任命後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 交通会議は、必要があると認めるときには、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議の議事は、会議に出席している委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 7 会議は、原則として公開とする。

#### (協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

#### (分科会)

第7条 交通会議は、協議事項に応じて分科会を置くことができる。

#### (事務局)

第8条 交通会議（前条の規定により分科会を置く場合には、分科会を含む。）の庶務を処理するため、総合政策部交通政策課に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置き、総合政策部交通政策課長をもって充てる。

#### (会計年度)

第9条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### (事業計画及び予算)

第10条 毎会計年度における交通会議の事業計画及び予算については、当該年度の当初に、交通会議において承認を得なければならない。

#### (事業報告及び決算)

第11条 毎会計年度における交通会議の事業報告及び決算については、当該年度の翌年度の交通会議において承認を得なければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議（第7条の分科会を含む。）の運営に関して必要な事項は、会長が、交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

(米子市生活交通確保検討委員会設置要綱の廃止)

2 米子市生活交通確保検討委員会設置要綱（平成17年12月26日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以降最初に委嘱し、又は任命される米子市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、この要綱による改正後の米子市地域公共交通会議設置要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条第3項前段の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に在任する交通会議の委員の残任期間と同一の期間とする。

(会計年度の特例)

3 令和4年度に限り、交通会議の会計年度は、改正後の要綱第9条の規定にかかわらず、令和4年5月12日に始まり、令和5年3月31日に終わるものとする。



# 令和4年度 事業計画(案)

## 1 米子市地域公共交通会議の開催

- ・年間4回程度の会議を開催予定(5月、8月、12月、3月)
- ・必要に応じて、書面審査の会議を開催

## 2 道路運送法に基づく協議

- ・乗合旅客輸送(バス、タクシーなど)の態様及び運賃・料金等に関する事項
- ・自家用有償運送の必要性、旅客から得る対価等に関する事項など

## 3 米子市地域公共交通計画の策定

- ・下記の事項を実施

実施項目	実施内容
利用実態及び住民ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民3,000人を対象としたアンケート調査</li><li>・民間バス事業者の利用実績、乗降調査データの解析</li><li>・だんだんバス、どんぐりコロコロの利用実績、乗降調査データの解析</li><li>・交通事業者へのヒアリング</li><li>・病院、商業施設、学校など移動目的地となる施設へのヒアリング</li><li>・福祉、教育部門へのヒアリング</li><li>・自治会などへのヒアリング</li></ul>
問題点の抽出・課題の整理及び基本方針・目標の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記調査の分析から、地域公共交通の問題点の抽出と課題を整理</li><li>・基本的な方針及び計画目標の検討</li><li>・目標を達成するための評価指標の検討</li></ul>
地域公共交通計画の策定	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業スケジュールの検討</li><li>・地域公共交通計画の策定</li><li>・パブリックコメントの実施</li></ul>
地域公共交通会議の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>・会議開催に係る資料作成など</li></ul>